

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 整理表

事業名		概要	補助対象の考え方
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業		感染症の2次感染リスクを低減させるため、装置の設置及び簡易的なダクト工事等により、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室（陰圧室）に変える装置の設置に係る経費の支援。	○設置式、テント内での陰圧室も可であるが、陰圧装置を設置している室内等において、陰圧室としての機能を有するようにするためにダクト工事が必要である場合は、同工事の実施は必須であること。 ○空気清浄機・エアコン等、陰圧機能を有しないものは対象外。 ○空気清浄機能と陰圧装置が一体となった装置でも可だが、主として空気清浄機として使用されるものは対象外。 ○令和5年8月31日付け5高福第2718号の取扱いを遵守すること。
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	ユニット型の指定を受けている施設において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置することに係る経費の支援。	○玄関室設置ではない整備は対象外。 ○消毒液を設置する棚、消毒液等の備品は補助対象外。 ○玄関室設置以外の整備（各ユニット内部の動線分離等）は対象外。 ○ユニット型の指定を受けていない施設であっても、ユニット型構造※であり、ユニット入口への玄関室設置がゾーニングとして適当であると考えられる場合は、その他の施設種別においても認める。 ※本事業におけるユニット型構造は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第35条第4項（平成11年厚生省令第46号）の規程に準ずるものとする。
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染者（入所者）と非感染者（入所者）の動線を分離（汚染区域と清潔区域を明確に区分）することを目的として行う従来型個室・多床室の改修等を行う事業に対する経費の支援。	○仕切り設置に係る工事費、トイレ等の増設に係る改修等は対象。 ○入所者同士の動線分離にはあたらぬ改修等は補助対象外。 ・感染者に対応する職員とその他職員の動線分離等 ・空気清浄機等の備品 ・施設内の消毒、抗菌等にかかる経費 ・防護服着脱のための玄関室の設置

		(対象事業の例) 入所者に感染者または濃厚接触者が発生した場合に感染者と非感染者の動線を分けることができるよう、廊下に仕切りを設け、トイレ、洗面所等を増設する。感染者が発生した場合は、仕切りを境界として汚染区域、清潔区域の区域分けを行う。	
	家族面会室の整備等経費支援	介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備するための事業に対する経費の支援。 (対象事業の例) ・ 2 方向から出入りできる家族面会室の設置 ・ 家族面会室の複数設置や拡張 ・ 家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置 ・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置 ・ 家族面会室がない場合の新規整備	○新規整備の場合は、家族と利用者が接することがないよう面会室の出入り口を複数設けること。 ○面会室設置以外の経費は補助対象外。 ・ 机、椅子、消毒液を設置する棚、消毒液等の備品購入費 ・ 老朽化した床や壁等の補修等既存設備の修繕に係る経費 ○簡易陰圧装置の設置にあたっては、「介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業」と同様の取り扱いとする。 ○空気清浄機やエアコンは対象外。 ○設置式の面会室については、面会者と施設内入居者等の導線を分離した上で、簡易陰圧装置又は換気設備等により、汚染された空気が施設内に流入しないような場所に設置できることを前提に可とする。